

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

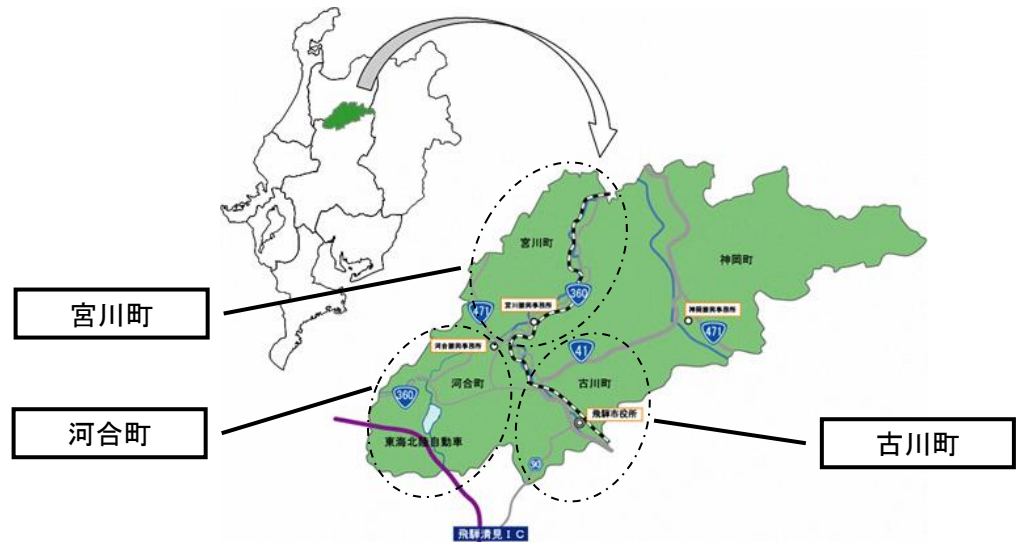
事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

飛騨市は岐阜県の北端に位置し、北は富山県、南は高山市、西は白川村、東は長野県に接している。

当商工会地域は、飛騨市の神岡町を除く全ての地域である古川町、河合町、宮川町の3地区に分類される。



①洪水

飛騨市古川町市街地地域において、1mを超える浸水が予想されている他、市街地の商業地域の20%を超える範囲で0.5m以上の浸水が予想されている。

また、宮川、荒城川流域の地区の中でも谷、袈裟丸地区は、10m～20mの浸水が想定される地区も含まれる。谷、袈裟丸、下野、中野地区においても、5m～10mの浸水が想定されている。

※出典：飛騨市洪水ハザードマップ（古川町地区）

平成30年の7月豪雨では、7月の月降水量の平均の2倍を超える記録的な大雨となり、床上浸水1件、床下浸水4件、河川20か所、宮川堤防の一部損壊などが起きた。近年集中豪雨の起きる確率が高まっていることから、同様の被害が想定される。

※出典：平成30年7月豪雨振り返り（平成30年8月30日、飛騨市作成）

②土砂災害

古川町地域は土石流が想定される地区が多い。土石流による土砂災害特別警戒区域が広い地区は数河、戸市、末真地域であり、主要道路に沿って土砂災害特別警戒区域とされている。

また、杉崎、太江、中野、上野地区にも土石流による土砂災害特別警戒区域が点在しており、豪雨などによる土砂災害が想定されている。

※出典：土砂災害ハザードマップ飛騨市古川町全域

公民館、小学校等公共施設が避難場所となっている、角川地区、稲越地区はがけ崩れによる土砂災害特別警戒区域が主要道路沿いに続いていることから、豪雨や長雨により土砂災害が

起きた際に孤立する地域となる危険性が高いと想定される。

※出典：土砂災害ハザードマップ飛騨市河合町全域

宮川町、野首、林、打保、桑野、杉原地区は、がけ崩れによる土砂特別警戒区域が主要道路沿いに続いている。また西忍、三川原地区については土石流の危険性があり土砂災害警戒区域が広い地域である。

※出展：土砂災害ハザードマップ飛騨市宮川町全域

平成 30 年の 7 月豪雨では、土砂災害が道路では 20 か所にわたり、山之村地区 44 世帯 92 名、数河地区 69 世帯 172 名が孤立する状況となった。今後も、豪雨や長雨により、同様の被害が想定される。

※出典：平成 30 年 7 月豪雨振り返り（平成 30 年 8 月 30 日、飛騨市作成）

③地震

古川町においては、数河、野口、谷、信包、黒内地区において、地震での地域内で全壊する建物が 30%を超えると想定されている。

また、同地域は震度 6 強の地震が想定されている。

※出典：揺れやすさマップ（古川地区）、地域の危険度マップ（古川地区）

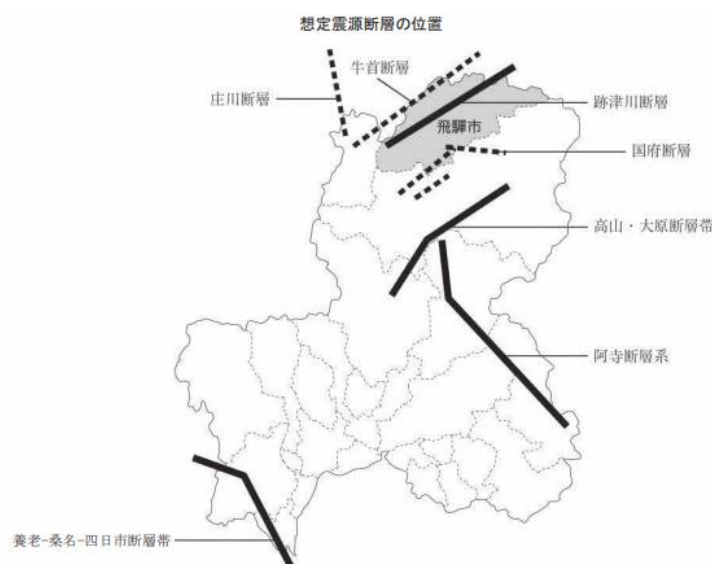
河合町、角川から元田にかけての地域は、震度 7 の揺れが想定されている。角川地区は特に小学校、保育園、市役所、金融機関など地域の主要な施設が集中している地区である。

※出展：揺れやすさマップ（河合地区）

宮川町、野首から坂下までの道路沿いに震度 7 の揺れが想定されている。西忍地区、三川原地区は集落全域で震度 7 の揺れが起こると想定される。

※出展：揺れやすさマップ（宮川地区）

なお、想定している地震は「高山・大原断層」、「跡津川断層」、「牛首断層」、「庄川断層」の 4 つの活断層によるものである。



※出典：飛騨市地域防災計画

④その他

昭和 55 年、56 年には、豪雪による被害が多発しており、雪崩により家屋の倒壊や走行中の自動車が雪崩に巻き込まれるなどの被害があった。近年は、積雪は減少傾向にあるが雪崩な

どの災害が起きることが想定される。

※出典：飛騨市地域防災計画

⑤感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように未知の新型感染症に対しては国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 827人
- ・小規模事業者数 696人

内訳

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
農林漁業	26	25	山林、河川近くに立地
砂利採取業	1	1	河川近くに立地
建設業	118	111	
製造業	102	78	古川町地域に多い
電気ガス熱供給水道業	4	4	
情報通信業	4	4	
運輸業	16	13	
卸・小売業	225	174	古川町市街地に多い
金融保険業	10	10	
不動産・物品賃貸業	10	10	
学術研究専門技術サービス業	26	20	
宿泊飲食サービス業	134	112	古川町市街地に多い
生活関連サービス娯楽業	79	71	古川町市街地に多い
教育学習支援業	24	23	
医療、福祉	23	23	
複合サービス業	7	5	
サービス業	18	12	
合計	827	696	

出典 平成28年経済センサス

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・飛騨市地域防災計画の策定（令和3年3月改訂）
- ・防災訓練の実施（同報無線を利用した垂直避難訓練
年1回実施、直近では令和3年6月に実施 約500名参加）
- ・防災備品の備蓄
（備蓄食料3日分（アルファ化米・水・液体ミルク）、毛布、非常用トイレ、おむつ、使い捨て食器など）

2) 当会の取組

- ・事業者策定セミナーを飛騨市と共催（令和元年 1 回開催 8 名参加）
- ・商工会連合会主催事業継続力強化計画セミナーに参加（令和 3 年 1 0 月 2 7 日）
- ・商工会の事業継続計画（BCP）策定（令和 3 年 1 0 月）
- ・防災備品の備蓄（発電機）

II 課題

①事業継続意識の向上と事業継続力強化計画の策定

小規模事業者の多くは、限られた経営資源で多様な経営課題に対応せざる得ないため、自然災害への事前対策が遅れがちであり、BCPへの関心が低く取組み意欲も希薄である。

したがって、まずは事業継続への意識を高める啓発活動が不可欠で、その上で事業継続のための事業継続力強化計画を策定していく必要がある。

また、新型コロナウイルス対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

②商工会職員の支援スキルの習得

当会職員はこれまで、経営改善普及事業や経営発達支援事業を通じて、事業者の経営環境整備や事業収益確保に向けた支援を重点的に行いスキルや知識を積み上げてきた。

一方、小規模事業者にとって有効な事業継続対策を支援していくためのスキルや知識は、現状不足している状況である。そのため、当会職員が一定の支援スキルを習得していく必要がある。

③災害発生時の体制強化

当会BCPは策定から間が経っておらず、現時点においては自然災害・新型コロナウイルス発生時に確実に運用できるかどうか危惧される。

また、当会においては当市をはじめ各関係機関との具体的な連携体制が整備されていない。

災害発生時において商工会活動における重要業務の早期復旧及び関係機関との情報共有を図ることができるよう体制を整備する必要がある。

III 目標

災害等の発生時においても、影響を最小限に止め事業継続を実現できる小規模事業者を数多く創出することで、地域の経済と雇用の維持安定を目指す。その実現に向け、災害発生前においては事業継続に資する事業継続力強化計画策定支援を強化するとともに、災害発生後においては事業継続力の強化・維持に向けた事業者の取り組みを支援していくこととする。

①事業継続意識の向上と事業継続力強化計画策定

巡回指導を通じて事業活動に影響を与える自然災害や新型コロナウイルスのリスクを事業者に周知し事前対策への意識を醸成するとともに、専門家との連携を図りながら事業所立地や経営状況など個社の環境に則した事業継続力強化計画の策定を支援する。

（目標件数）

- | | | |
|--------------------|---|-----------------------|
| ・事業継続に関する巡回指導件数 | : | 年 1 5 回（1 指導員あたり 5 回） |
| ・事業継続力強化計画策定セミナー | : | 年 1 回 |
| ・事業継続力強化計画策定支援事業者数 | : | 年 6 事業者 |
| ・事業継続力強化計画策定事業者数 | : | 年 3 事業者 |

②商工会職員の支援スキルの向上

事業継続力強化計画策定の推進にあたって必要となる一定のスキルを習得するため、岐阜県商工会連合会等が開催する研修会に参加し体系的な知識を得るとともに、専門家との支援連携時において具体的な策定支援手法を身に付ける。あわせて、定期開催する職員会議において支援ノウハウを共有していく。

③災害発生時の体制強化

災害発生時における商工会活動の一刻も早い再開に向け、商工会自身のＢＣＰの確実な運用がなされるよう、定期的な訓練実施と計画内容のブラッシュアップに取り組む。

また、当市と当会とが被災状況や発生後対応に関する情報を共有できるよう、緊急時における具体的な連携体制を整備する。

発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また地区内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年 4月 1日～ 令和9年 3月 31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

古川町商工会と飛騨市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1.事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

①啓発活動

(自然災害)

- ・巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクを周知するとともに事前対策の必要性を訴える。
- ・定期的に発行する会報誌において、国の施策やリスク対策の必要性、損害保険の概要を紹介する。また、岐阜県商工会連合会から提供されるチラシ等の普及ツールを活用し、窓口相談時等においても普及を図る。
- ・商工会青年部、女性部など各種団体活動において、事業所BCPの策定や訓練等の取組み事例を紹介する。

(感染症)

- ・新型コロナウイルスは、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルスに関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援施策等を提供する。

②事業継続力強化計画策定支援

- ・事業継続力強化計画をBCP作成の入口として位置付け、認定制度の情報を普及し計画策定へと繋げる。
- ・事業継続力強化計画を策定した事業者を主な対象として、事業継続力強化計画による実効性のある取組みの推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・必要に応じて、岐阜県商工会連合会の事業継続力強化支援事業の専門家派遣制度を活用し、十分な知見を有する専門家からの助言を受けながら策定支援を進める。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和3年10月に事業継続計画を作成しており、今後は自然災害発生時に確実な運用がなされるよう、年1度の定期的な訓練実施と内容のブラッシュアップを行っていく。

3) 関係団体との連携

- ・岐阜県商工会連合会の共済担当課と連携を図り、福祉共済、火災共済、ビジネス総合保険など自然災害リスクへの備えとなる各種保険制度の情報を提供するとともに共済加入相談に対応する。

4) フォローアップ

- ・策定した事業者の取組状況を定期的に確認するとともに、必要に応じて専門家を招き計画の見直しや訓練実施方法について助言を行う。
- ・（仮称）飛騨市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当市）を年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（当市で震度5地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を飛騨市事業継続力強化支援協議会で行う（訓練は必要に応じて実施する。）

< 2. 発生後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対応の実施可否の確認

（自然災害）

- ・発災後1時間以内に、安否確認リストを基にSNSにより職員の安否確認を行う。
- ・事務所建物の損壊状況、ライフラインの状況（電気、ガス、水道、通信など）、周辺道路や家屋の被害状況について確認する。
- ・発災当日中に、商工会事務所及び周辺道路の被害状況を当会と当市で共有する。

< 連絡窓口 >

団体名	連絡窓口	
	第1順位	第2順位
飛騨市商工観光部商工課	商工観光部商工課長	商工観光部商工係長
古川町商工会	事務局長	経営指導員

（感染症）

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、飛騨市における感染症対策本部設置の基準に基づき当会の感染症対策を行う。

2) 応急対応の方針決定

（自然災害）

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合には、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。

- ・被災等により人員が足りない場合、応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、おおむね24時間以内に情報共有する。

< 被害規模の目安は以下を想定 >

大規模な被害がある	・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。

※なお連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1カ月	3日に1回共有する
1カ月以降	7日に1回共有する

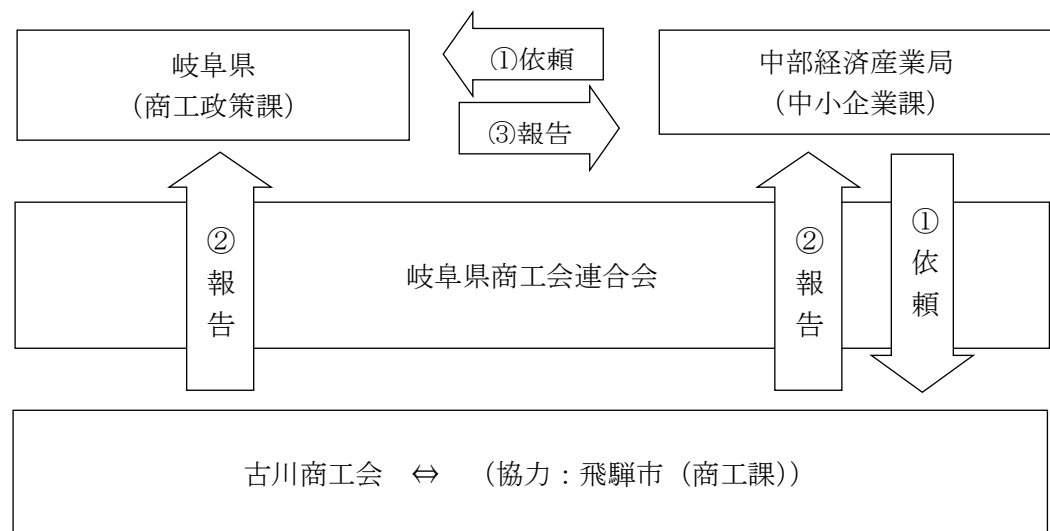
< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次災害を防止するため、被災地域での活動方針について決める。
- ・ 当会と当市が共有した情報を、岐阜県の指定する方法にて、当会又は当市より県商工政策課へ報告する。

< 被害情報の流れ >

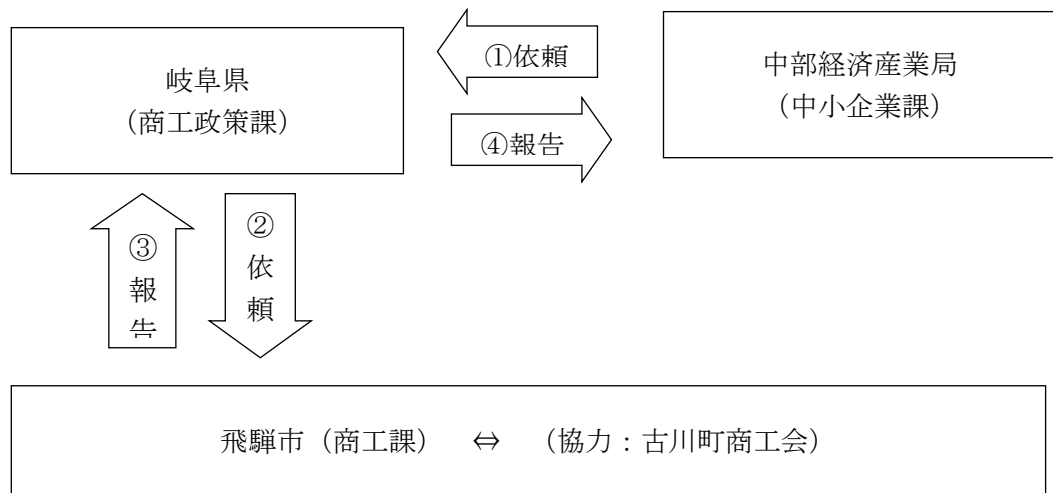
(初動対応)

発災後24時間程度を目途に、大規模な被害があるかなど、経済被害の規模感を商工会から県商工政策課へ報告を行う。



(被害実態の把握)

発災後 3 日～1 週間を目途に市から個々の被害事業者に係る事業所名や業種、被害額等について県商工政策課へ報告を行う。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、飛騨市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

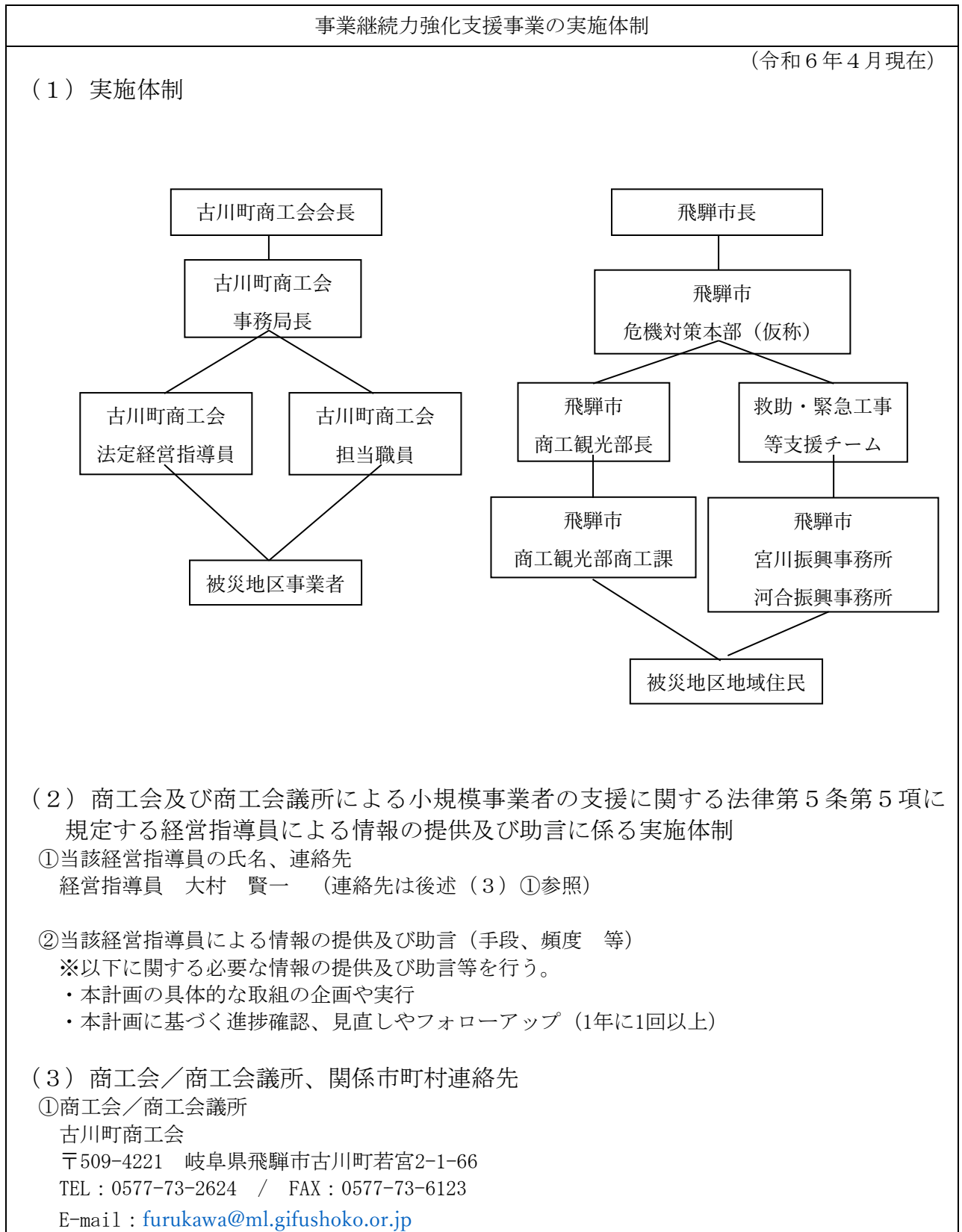
- ・県の方針にしたがって、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県、商工会連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②関係市町村

飛騨市役所 商工観光部商工課

〒509-4292 岐阜県飛騨市古川町本町2-24

TEL：0577-62-8901 / FAX：0577-73-6866

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
B C P セミナー開催費用 個社支援専門家謝金	300	300	300	300	300

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入など

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等